

奈良市社会福祉法人等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が行う社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査に関して基本的な事項を定め、これに基づき統一的かつ効率的な指導監査を実施し、もって社会福祉事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、国の指導方針、本市の福祉行政施策等を考慮し、年度ごとに計画を立てて実施する。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号及び第4号、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条及び第39条、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4から第20条の6まで、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に定める社会福祉法人等のうち、本市が所轄庁である社会福祉法人等に対して実施する。

(指導監査の種類)

第4条 指導監査の種類は、一般監査及び特別監査とする。

2 一般監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

3 定期監査は、第2条に規定する計画に基づき、対象別に次のように実施する。

(1) 社会福祉法人

ア 法人運営及び当該法人が経営する施設等の社会福祉事業等について、関係法令の遵守状況から特に大きな問題が認められない法人は3年度に1回、その運営全般について実施する。ただし、別に国が定める要件を満たす法人については実施を4年度又は5年度に1回とすることができる。

イ アに該当しない法人は、原則として毎年度1回実施する。

(2) 社会福祉施設

原則として毎年度に1回、国が別に定める要綱等に基づき、その運営全般について実施する。

4 社会福祉法人に対する一般監査と施設又は事業に対する一般監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが本市及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情があるときは、本市の判断により、監査の実施の周期を3年度に1回を超えない範囲で設定することができる。この場合において、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

5 臨時監査は、重点的かつ緊急的な指導のため必要があると認める場合、臨時に実施する。

6 特別監査は、その運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施するものとし、その実施に当たっては、国が定める要綱等に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

(他の所轄庁との連携)

第5条 社会福祉施設と当該施設を運営する者の所轄庁がそれぞれ異なる場合の指導監査は、関係する所轄庁と実施方法その他について協議を行ったうえで実施する。

(指導監査の実施)

第6条 指導監査の実施に当たっては、対象となる社会福祉法人等の代表者に対し、実施日、対象となる社会福祉法人等の名称、実地調査を行う職員名その他必要な事項を事前に書面により通知する。ただし、臨時監査及び特別監査については、この限りでない。

2 指導監査の実施に当たっては、対象となる社会福祉法人等の状況をあらかじめ把握して指導監査を円滑に進めるため、対象となる社会福祉法人等の代表者に対し、事前に別に定める監査資料の提出を求めるものとする。ただし、臨時監査及び特別監査については、この限りでない。

3 実地調査を行った職員は、当該調査終了後、調査した社会福祉法人等の代表者及び関係職員（以下、「関係者」という。）に対し、講評を行うものとする。この場合においては、是正又は改善の必要な事項その他の問題点を指摘するとともに、関係者からの意見聴取等を行い、問題の発生原因、改善方法等に対する理解及び対応を促すものとする。

4 前項の規定にかかわらず、実地調査の結果、その場での講評が困難なものについては、その旨を関係者に伝え、帰庁後速やかに事業担当課等と協議し、改めてその結果を通知する。

(指導監査終了後の処理)

第7条 指導監査を行った職員は、指導監査終了後、速やかにその結果について報告書を作成するとともに、指導監査の結果、法令、通知等に基づく遵守事項に適合しない事項があると認められたときは、指導監査を行った社会福祉法人等の代表者に対し、適切な措置をとるよう文書により通知する。

2 前項により通知した事項に対する具体的措置については、期限を付して、指導監査を行った社会福祉法人等の代表者に書面により報告させ、その内容を確認する。

(不十分な報告への対応)

第8条 前条第2項による確認の結果、その内容が不十分であると認められるときは、改善を促す指導を行い、必要に応じて特別監査等の必要な措置をとる。また、当該措置をもってなお改善が認められないときは、法令等に基づく処分を行う。

(結果の公表)

第9条 指導監査の結果及びそれについての報告や経過等については、社会福祉法人等の適正な運営及び利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資するため、市ホームページに掲載して公表する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(結果の公表の適用年度)

2 第9条の規定による公表は、平成19年度以後に行った指導監査について行うものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

この告示は、平成26年4月15日から施行する。

この告示は、平成28年6月16日から施行する。

この告示は、平成29年9月5日から施行する。